

電球類等に関する判断の基準等の策定について

（１）策定の背景及び必要性

現行のトップランナー制度では、「蛍光灯のみを主光源とする照明器具（蛍光灯器具、電球形蛍光灯）」と「電球形LEDランプ」が対象機器として指定されており、エネルギー消費性能の向上が図られている。

2012年度に目標年度を迎えた蛍光灯器具及び電球形蛍光灯、2017年度に目標年度を迎える電球形LEDランプのエネルギー消費効率及び改善率は表1の通りで、蛍光灯器具及び電球形蛍光灯については、想定値よりも大幅に改善された。

表1 エネルギー消費効率及び改善率について

機器	エネルギー消費効率の加重平均値 [lm/W]			改善率 [%]	
	基準年度	目標年度		基準策定時の想定値	実績値
	実績値	基準策定時の想定値	実績値		
蛍光灯器具	84.7	91.2	97	7.7	14.5
電球形蛍光灯	63.4	65.4	67.6	3.2	6.6
電球形LEDランプ	69.2	104.3	-	50.8	-

一方、2014年4月に閣議決定された「エネルギー基本計画」においては、「高効率照明（例：LED照明、有機EL照明）については、2020年までにフローで100%、2030年までにストックで100%の普及を目指す」とされている。また、2016年6月に閣議決定された「日本再興戦略2016」においては、「発光ダイオード（LED）等の高効率照明を2020年までにフローで100%に、さらに2030年にストックで100%にすることを目指し、本年度中に照明のトップランナー基準の対象を白熱灯等へ拡大する。」とされている。

これらの決定を踏まえ、高効率照明の普及を促進し、その他の照明器具等を含めた更なるエネルギー消費性能の向上を図っていくため、新しい判断の基準等を策定する必要がある。

(2) 基準策定の対象について

日本標準商品分類（1990年6月改定）の分類番号621「電球類」及び622「照明器具」を特定エネルギー消費機器の検討対象とする。省エネ法第78条第1項の要件（①我が国において大量に使用され、②その使用に際し相当量のエネルギーを消費し、③エネルギー消費性能の向上を図ることが特に必要なもの）に照らして整理すると以下の通り。

1) 電球類

①電球類の普及状況(※)

2014年度における電球形蛍光ランプの普及台数は約6,000万台、電球形LEDランプは約2,000万台である。

②電球類のエネルギー消費の現状(※)

2014年度における電球形蛍光ランプの年間総エネルギー消費量（原油換算値）は約48万kL/年、電球形LEDランプについては約63万kL/年である。

③電球類におけるエネルギー消費性能の向上を図ることの必要性

高効率の電球類の普及を促進することで更なるエネルギー消費性能の向上を図っていく必要がある。

2) 照明器具

①照明器具の普及状況(※)

2014年度における蛍光灯器具の普及台数は約5億台である。

②照明器具のエネルギー消費の現状(※)

2014年度における蛍光灯器具の年間総エネルギー消費量（原油換算値）は約2,600万kL/年である。

③照明器具におけるエネルギー消費性能の向上を図ることの必要性

高効率の照明器具の普及を促進することで更なるエネルギー消費性能の向上を図っていく必要がある。

(※) 出典：平成27年度資源エネルギー庁委託調査（エネルギー使用合理化促進基盤整備事業（機械器具等の省エネルギー対策の検討に係る調査））

(3) 今後の検討の進め方

今後、「照明器具等判断基準ワーキンググループ」において、電球類及び照明器具の判断の基準等の策定について検討を行い、年度内に取りまとめを行う。